

# カートオプティム利用規約

## 第1条（用語の定義等）

1. 「カートオプティム」とは、WEBサイトに特定のタグを埋め込む事により、株式会社ワンスター（以下「ワンスター」という）の運営するシステムを利用して、当該WEBサイトの訪問者が商品をカートにいれた際またはサンクスページへ移動した際にワンスターを通してプロモーションを行っている商品に対してのみ、特定のカートまたはフォームが出現するワンスターのサービスをいう。
2. 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項で定義される個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。
3. 「購入者」とは、利用者のWEBサイトを訪問し、カートオプティムを介したカート及びフォームにアクセスした者をいう。

## 第2条（契約の成立）

カートオプティムの利用に関するワンスターと利用者間の契約（以下「本契約」という）は、利用者がワンスター所定の書面をもって申込みを行い、ワンスターが利用者に対してカートオプティムのアカウントを発行した時点で成立する。

## 第3条（規約の適用）

1. カートオプティム利用規約（以下「本規約」という）は、カートオプティムのサービス利用に関するワンスターと利用者間の一切の關係に適用される。
2. ワンスターが運営するWEBサイトをはじめ、ワンスターが必要に応じて別途定める諸規定（ワンスターの利用者への通知、ガイドライン、ヘルプ、注意書き等を含むが、これらに限られない）も本規約の一部を構成するものとする。
3. 前項の諸規定が、同一の事項につき本規約と異なる定めをしている場合には、本規約が優先して適用される。
4. ワンスターは以下の場合に、ワンスターの裁量により、利用規約を変更することができる。
  - (1) 利用規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
5. ワンスターは前項による利用規約の変更にあたり、変更後の利用規約の効力発生日までに、利用規約を

変更する旨及び変更後の利用規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（URL：<https://one-star.jp/>）に掲示し、または利用者に対してカートオプティム申込時に申請されたメールアドレス宛に電子メールで通知するものとする。

6. 変更後の利用規約の効力発生日以降に利用者がカートオプティムを利用したときは、利用者は、利用規約の変更に同意したものとみなす。

#### **第4条（利用者の制限事項）**

1. 利用者は、本規約を遵守することを条件に、カートオプティムを自ら使用する目的に限って利用することができるものとし、第三者への貸与、提供をしてはならない。
2. 利用者は、カートオプティムのシステムの逆コンパイル、リバースエンジニアリング、改変、改良、派生ソース・コードの作成及びこれらに類似する一切の行為をしてはならない。
3. 利用者は、カートオプティムを利用した商品の売買取引は、利用者と購入者との間の契約関係であり、ワンスターは契約当事者にはならないことを確認する。

#### **第5条（第三者への業務委託）**

利用者は、ワンスターがワンスターの責任においてカートオプティムのサービス運営の全部又は一部を第三者に業務委託する場合があることを予め承諾する。

#### **第6条（個人情報等の取扱い）**

1. ワンスターは、カートオプティム提供の過程で得た利用者及び利用者の保有する個人情報を、カートオプティムのサービス提供に必要な範囲内においてのみ利用する。
2. ワンスターは、個人情報の取扱いについては、法令、通達及び告示等（以下「法令等」という）を遵守し、ワンスターが定める個人情報規約（[http://one-star.jp/privacy\\_policy/](http://one-star.jp/privacy_policy/)）に従うものとする。
3. ワンスターは、前条に定める業務委託をする場合、本条1項に従い必要な限度において業務委託先に対し、個人情報を開示することができるものとし、利用者はこれを予め承諾するものとする。
4. カートオプティム利用時に収集される購入者の個人情報の送受信は、全て、SSL(Secure Socket Layer)により暗号化された通信を利用する。
5. ワンスターはカートオプティムのサービス提供のため、購入者の個人情報を最大6時間保持するものとする。

#### **第7条（禁止行為）**

1. 利用者のWEBサイトにおいて提供される商品、及び利用者の行為が次の各号のいずれかに該当する場合、ワンスターは、利用者に事前の連絡又は通知をすることなく、カートオプティムのサービス提供の中止、

ワンスターのサーバー上に存在する利用者の情報の削除、その他ワンスターが適切と判断する措置をとることができるものとする。当該措置によって利用者に損害が発生した場合でもワンスターはその損害を賠償する責任を負わない。

- (1) アダルトコンテンツなど、公序良俗に反するおそれのある商品
  - (2) 特定人物、特定組織等への中傷を行うおそれのある商品
  - (3) 第三者の知的財産権を侵害するおそれのある商品
  - (4) 経済の安全性、信頼性を損なうおそれのある行為（詐欺、のみ行為、ねずみ講等）に関連する商品
  - (5) 反社会的行為に結びつくおそれのある商品
  - (6) 通常人の射幸心を過度に煽る商品
  - (7) 賭博行為、又は富くじの売買などを肯定若しくは助長するおそれのある商品
  - (8) 個人の尊厳等を傷つけるおそれのある商品
  - (9) 人権侵害のおそれのある商品
  - (10) 法令等により販売することが禁止されている商品
  - (11) 他人のプライバシーその他の権利又は利益を侵害し、又はそれを助長するおそれのある商品
  - (12) 犯罪行為を助長するなど、社会的に有害である商品
  - (13) その他、ワンスターが不適切と判断する商品
  - (14) カートオプティムのデザインやノウハウ等、第17条で定める知的財産を、利用者、又は第三者が自己の利益のために転用する行為
2. ワンスターは、前項各号に該当する商品、行為でないかを確認する必要がある場合には、必要な調査を行うことができ、利用者はこれに協力するものとする。但し、ワンスターは、商品、行為が前項各号に該当するか否かを監視する義務を負うものではない。

## 第8条（保守）

1. カートオプティムを提供するためのシステムは、原則としてワンスター又はワンスターが委託する第三者が24時間365日運用するものとする。但し、第13条に定めるシステム又は関連設備の修繕保守、故障等、その他やむを得ない事由による運用停止はこの限りではない。
2. 前項に定める運用停止を行う場合、ワンスターは、利用者に対し、可能な限り事前に通知を行うが、天災、突発事故、故障等の場合は係る通知を省略することができる。
3. カートオプティムの運用停止により利用者に損害が生じたとしても、ワンスターは一切の責任を負わない。
4. カートオプティムに関する問い合わせの対応時間は、ワンスターの営業日の午前10時から午後5時までの時間内とする。ただし、利用者は、カートオプティムの利用にあたってのサポートを求める権利をワンスターに対し有するものではない。

## 第9条（紛争解決）

1. 利用者によるカートオプティムの利用において、第三者の権利又は利益を侵害し、又はそのおそれのある行為（第三者との契約又は第三者が著作権などの無体財産権又は肖像権を有するとの理由などにより、公表若しくは複製又は改変等が禁じられている著作物・創作物の公表、複製、改変、翻案又は翻訳等の権利侵害行為を含むがこれらに限られない）があった場合、利用者は、自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、ワンスターに何ら累を及ぼさないものとする。
2. 利用者の行為及びその結果に起因し又は関連して、行政機関又は公的機関に準ずる機関から指摘、指導、処分その他の措置を受けた場合も前項と同様とする。

## 第10条（秘密保持）

1. ワンスター及び利用者は、カートオプティムの利用に関連して知り得た相手方に係る営業上・技術上の情報であって、開示の際に又は開示後に相手方より機密である旨が書面で明示された情報（以下「機密情報」という）を、相手方の書面による事前の承諾無く、第三者に開示又は漏洩してはならない。
2. 前項にかかわらず、ワンスター又は利用者は、裁判所又は監督官庁その他の官公署から法律の定めるところに従い機密情報の開示を要求された場合には、当該開示要求に必要な最小限の範囲で機密情報を開示することができるものとする。なお、ワンスター又は利用者は、本項による機密情報の開示を行なった場合には、相手方に対して、開示した旨、開示した機密情報の内容等について、速やかに通知する。
3. ワンスター及び利用者は、本契約が終了した場合又は相手方から要求された場合は、機密情報を相手方に返還し、若しくは相手方の指示に従って廃棄・消去しなければならない。
4. カートオプティムのノウハウやデザイン等の一切は1項に定める「機密情報」として取り扱うものとする。

## 第11条（免責事項）

1. 本規約に別途定めるほか、カートオプティムを利用したことないしカートオプティムを利用できなかったことに起因し若しくは関連して利用者に損害が生じたとしても、ワンスターは、ワンスターの故意による場合を除き、如何なる損害も一切の責任を負わない。
2. カートオプティムが購入者その他の第三者に損害を与えた場合、利用者は、自己の責任と費用においてこれを解決し、ワンスターに何ら累を及ぼさないものとする。
3. ワンスターは、第8条におけるカートオプティムの保守において、システムの移行や障害対応等の止むを得ない場合に、利用者のデータをコピーし、利用することがある。この場合に発生し得る一切の障害に係る免責に関しては、本条各項に準ずるものとする。
4. ワンスターは、カートオプティムの運用を通じてサンクスページ上で取得する購入者の情報について、

営利目的・非営利目的を問わず、ワンスターの製品・サービスの開発、改善及び実施、並びに、第三者への提供及びそのための資料の作成等に利用することができるものとする。

5. ワンスターは、次のいずれかが発生した場合であっても、利用者に対し、これらにより発生した紛争及び損害について一切責任を負わない。

(1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力

(2) 利用者の設備に起因する障害並びにカートオプティム利用のための設備までのインターネット接続サービスの不具合等の接続環境の障害

(3) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない、カートオプティムの運用のための設備等に対する第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受

(4) 利用者が、ワンスターの定める手順・セキュリティ手段等を遵守しなかったことに起因して発生した損害

(5) カートオプティムの運用のための設備のうち、ワンスターの製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）及びデータベースの不具合

(6) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合

(7) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え、捜索、検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分

(8) カートオプティムに関連して利用者の WEB サイト利用者から発生した苦情

(9) カートオプティムの不具合による購入手続き未了

6. 前各項の定めに関わらず、何らかの理由でワンスターが損害賠償を義務付けられた場合であっても、その賠償責任の範囲は、利用者が生じた直接かつ現実の通常損害に限るものとする。

## 第 12 条（損害賠償）

利用者は、本規約に違反した場合には、係る違反によりワンスターが被った損害の一切を賠償する義務を負う。

## 第 13 条（カートオプティムのサービスの変更、休止、廃止）

1. ワンスターは、カートオプティムのサービスの内容を、事前の告知なく変更することができ、利用者は、それに同意するものとし、これにより利用者にも不利益又は損害が発生したとしても、ワンスターはその責任を一切負わないものとする。

2. 利用者は、本規約に別途定めるほか、以下の事由によりカートオプティムの提供が休止される可能性があることを了承し、これに同意する。

(1) ワンスターが、カートオプティムのシステムのバージョンアップ、技術仕様の変更等の作業を実施する場合

- (2) カートオプティムのシステムに何らかの障害、機能不全が生じた場合
- (3) 火災、停電、天災など不測の事態が生じた場合
- (4) ワンスターの契約する卸電気通信役務が提供されない場合
- (5) その他、ワンスターが中断又は休止を必要と判断した場合

3. ワンスターは、必要と判断した場合には、カートオプティムを廃止することがある。ただし、ワンスターがカートオプティムを廃止する場合には、廃止する日の1か月前までに、利用者にもその旨を通知する。なお、ワンスターがカートオプティムを廃止した場合には、本契約は、当該廃止の日をもって当然に終了する。

#### **第14条（利用者からの解約）**

1. 利用者は、カートオプティムのサービスを解約する場合、利用期間終了の1か月前までに、ワンスターまたは販売代理店に対し、通知しなければならない。

#### **第15条（ワンスターからの解約）**

ワンスターは、利用者に対し、1か月前までに書面又はメールを送信することにより、いつでも、本契約を解約することができるものとし、当該解約により利用者に損害が発生した場合でも、損害を賠償する責めを負わない。

#### **第16条（契約解除事項）**

1. 利用者が次の各号の一つにでも該当する場合、ワンスターは、事前の通知なく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は、公租公課滞納による処分を受けたとき
- (2) 特別清算の開始、若しくは会社更生、民事再生、破産、又はこれらに準ずる法律上の手続きを申し立て、若しくは、申し立てられたとき
- (3) 解散決議をしたとき
- (4) 支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は自己が振出、引受、保証をし、若しくは裏書した手形・小切手が不渡りになったとき
- (5) 資産、信用、支払能力等に重大な危機を生じたと認められるとき
- (6) 監督官庁から営業取消・営業停止などの処分を受けたとき
- (7) カートオプティムのサービス利用開始後、利用者のWEBサイトにおいて提供される商品が第7条第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (8) 前各号のほか、本規約の条項のいずれかに違背し、一定期間の期間を定めて是正を求められたにもかかわらずこれを是正しないとき。

2. 前項に定める解除は、ワンスターの利用者に対する損害賠償請求権の行使を妨げない。

## 第17条（知的財産権の帰属）

1. カートオプティムに関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権（知的財産権を受ける権利を含み、以下「知的財産権等」と総称する）は、ワンスター又はその他の権利者に帰属する。なお、本契約に基づくカートオプティムの利用は、本規約に別途定める場合を除き、カートオプティムに関する知的財産権等の移転又は使用許諾その他いかなる権利の移転又は付与も意味するものではない。

2. 利用者は、ワンスターの事前の書面による承諾のもとに、商品販売促進等の目的のため、当該書面で許可されたカートオプティムの名称・ワンスターの商号、商標・サービスマーク等を使用できる。但し、係る承諾は、何らの権利も利用者に移転するものではなく、使用の際には、ワンスターが権利者であることを明示しなければならない。

## 第18条（届出義務）

1. 利用者は、カートオプティムの申込内容のいずれかに変更があった場合、又は利用者のWEBサイトの内容に変更があった場合（ただし、カートオプティムを利用する上で影響がある部分の変更に限る）、速やかにワンスターまたは販売代理店に届け出なければならない。

2. 利用者が前項の届出を怠ったために、ワンスターからの通知若しくは送付された書類、又は電子メールが延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとする。

## 第19条（債権譲渡等）

1. カートオプティムのサービスに関して発生した債権及び契約上の地位は、第三者に対して譲渡し、又は担保に提供することができない。

2. ワンスターは、カートオプティムに係る事業を第三者に譲渡した場合には、当該譲渡に伴い本契約上の地位、本契約から生じる権利義務並びに利用者に関する情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、係る譲渡につき予め同意するものとする。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含む。

## 第20条（反社会的勢力の排除）

1. ワンスター及び利用者は、相手方に対し、自己又は自己の役員、実質的に経営権を有する者若しくは従業員等（以下「役員等」と総称する）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」と総称する）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

2. ワンスター及び利用者は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他、前各号に準ずる行為

3. ワンスター又は利用者は、相手方が次の各号のいずれかに該当し、又は該当すると合理的に認められる場合には、何らの催告を要しないで、本契約を解除することができる。

(1) 第1項又は前項に違反する場合

(2) 自己又はその役員等が、反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金又は役務提供等をして反社会的勢力と何らかの取引をしている場合等、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する場合

(3) 自己又はその役員等が、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有する場合

(4) 自己又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する場合

(5) その他、前各号に準ずる場合

4. 前項の規定により本契約を解除した場合、解除した当事者は、係る解除により相手方に損害が生じてもその損害を賠償する責任を負わず、かつ相手方に対し、係る解除により被った損害の賠償を請求できるものとする。

## 第21条（誠実協議）

ワンスター及び利用者は、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合には、誠実に協議して解決を図るものとする。

## 第22条（合意管轄）

ワンスターと利用者との間で、カートオプティムのサービス及び本規約に関連して紛争が発生した場合、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第23条（準拠法）

本規約の定めは、日本法を準拠法とする。



## 第24条（存続条項）

本契約終了後であっても、第4条第2項、第6条第6項、第8条第3項、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条第1項、第15条、第16条第2項、第17条第1項、第18条第2項、第19条、第20条第4項、及び第21条乃至本条の定めは、ワンスターと利用者間において有効に効力を持つものとする。なお、第10条の効力の存続期間は、本契約終了後3年間とする。

### 附則

1. 本規約は、2018年10月5日から施行する。

(2018年4月13日 一部改訂)